九項」に、「第十四項第二号」を「第十六項第二号」に、「第十四項の」を「第十六項の」に、「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十四項第二号」を「第十六項第二号」に、「、第十四項」を「、第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十一項から第十四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十項中「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された特定繰延税金資産等がある場合における前項の法人税等調整額は、当該特定繰延税金資産等がないものとした場合の当該法人税等調整額とする。

附則第三条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「税務処理（新規則」を「税務処理（法人税法施行規則」に改め、「（新規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）」及び「（新規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　移行対象会計年度（法人税法施行令第百五十五条の三第二項第九号に規定する移行対象会計年度をいう。第十一項及び第二十五項において同じ。）前の対象会計年度において計上された特定繰延税金資産等（繰延税金資産（法人税法施行規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）又は繰延税金負債（法人税法施行規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）がある場合における前項の法人税等調整額は、当該特定繰延税金資産等がないものとした場合の当該法人税等調整額とする。

（法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年財務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「新令和五年改正規則附則第三条第一項」を「法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号。以下「令和五年改正規則」という。）附則第三条第一項」に、「新令和五年改正規則附則第三条第二項」を「令和五年改正規則附則第三条第四項及び第十項」を「令和五年改正規則附則第三条第四項、第五項及び第十二項」に、「新令和五年改正規則附則第三条第五項」を「令和五年改正規則附則第三条第六項」を「令和五年改正規則附則第三条第七項」に、「新令和五年改正規則附則第三条第七項」を「令和五年改正規則附則第三条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項及び第十項」を「同条第十項から第十二項まで」に改め、同条第二項中「新令和五年改正規則附則第三条第十一項」を「令和五年改正規則附則第三条第十三項」に、「第十九項」を「第二十一項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に、「第十四項に」を「第十六項に」に、「同条第十三項第二号イ」を「同条第十五項第二号イ」に、「第十八項に」を「第二十項に」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第二十項」に改め、同条第三項中「新令和五年改正規則附則第三条第十三項から第十九項まで及び第二十三項」を「令和五年改正規則附則第三条第十五項から第二十一項まで及び第二十五項」に、「新令和五年改正規則附則第三条第十五項第二号イ」を「令和五年改正規則附則第三条第十五項第二号イ」に、「第十八項に」を「第二十項に」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第二十項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中法人税法施行規則第十四条第五号の改正規定及び同令別表二十三の㈠の改正規定　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

二　第一条中法人税法施行規則第二十五条の二の改正規定、同令第二十六条の四第三項の改正規定及び同令第六十条の二第一項の改正規定　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

（収益事業の範囲に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第五条第五号及び第六条第三号の規定は、公益法人等のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、公益法人等の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　新規則第七条第二号の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置）

第三条　新規則第二十三条の二第一項第二号の規定は、法人が施行日以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

（特定公益信託の信託財産の運用の方法等に関する経過措置）

第四条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十二号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令第七十七条の四第三項第八号の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行規則（次条において「旧規則」という。）第二十三条の四第二項の規定は、なおその効力を有する。

（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等に関する経過措置）

第五条　法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第三十七条第六項の規定により同項に規定する金銭の額を法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額とみなして同条第九項の規定を適用する場合には、旧規則第二十四条第四号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「令第七十七条の四第三項（」とあるのは「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十二号）附則第四条（特定公益信託の要件等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令第七十七条の四第三項（」と、「法第三十七条第六項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第八条（寄附金の損金不算入に関する経過措置）」と、「令第七十七条の四第三項に」とあるのは「同項に」とする。